

「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ 申請はお済みですか？

大磯町では現在、2つの給付金の申請の受付を行っています。
次の給付金の支給条件を確認して、給付金の受給対象と思われるのに申請書が届いていない方や申請書を紛失した方はお問い合わせください。

支給条件を確認じゃ！



申請期限はともに **平成27年1月30日(金)** までです。

申請漏れのないよう、ご注意ください。

臨時福祉給付金支給条件

- 平成26年1月1日に大磯町に住民登録があった
- 平成26年度分の町民税が課税されていない
- 平成26年度分の町民税が課税されている方の扶養になっていない
- 生活保護を受けていない など

子育て世帯臨時特例給付金支給条件

- 平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している
- 平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満
- 生活保護を受けていない
- 臨時福祉給付金の支給対象ではない など

● ご注意 ●

- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- 支給金額は支給対象者1人につき1万円(1回限り)です。
- 申請は、基準日(平成26年1月1日)に住民登録がされていた市区町村で受付ます。
- 公務員の方については、勤務先から配布された申請書等をご提出ください。(町からは個別のお知らせ等は送付されませんので、ご注意ください。)

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

問・申 ・臨時福祉給付金 福祉課 ☎内線 303 ・子育て世帯臨時特例給付金 子育て支援課 ☎内線 305

教えて！

子ども・子育て支援新制度

保育所の保育時間の設定が変わります

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所などの利用に際し、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」の制度が始まります。

問 子育て支援課 ☎内線 318
園にお問い合わせください。

保育所を利用する場合、お子さんの年齢や保育が必要な事由、ご家庭の状況などを踏まえ、2・3号認定を受けることとなります。
2・3号認定を受ける方は、「保育の必要量」に応じて、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

◆保育標準時間
通常保育として、1日11時間の中で必要な保育を受けることができます。

◆保育短時間
通常保育として、1日8時間の中で必要な保育を受けることができます。

標準時間と短時間では、通常保育の時間の設定が異なります。各園の平成27年4月からの保育時間の設定は次のとおりです。
なお、町外の保育所等の保育時間の設定は、園ごとに異なります。

保育標準時間認定の場合



保育短時間認定の場合



※各園の延長保育料については、現在未定です。